

○ 「真狩村食品リサイクルセンター」の運営方法について

生ごみの処理につきましては、平成14年12月から平成27年3月までの期間、^⑤4町村 が「覚書」に基づき、真狩村において処理を行っております。

昨年、発酵層2基のうち、1基が故障いたしました。その対応策として、処理方式を「簡易堆肥化方式」に変更することにより処理コストの削減を図る方向で検討を進めてまいりました。

しかし、昨年12月の段階で、受入れ地区として「既存施設での堆肥化は認められない」という結論に至り、真狩村議会としても反対の声が上がる中では、堆肥化の計画を断念し、今年度限りで、既存の施設を廃止する判断をせざるを得ない旨の報告が1月23日に真狩村からございました。

真狩村以外の3町村は、早急に今後の対応策について検討することし、初期対応については、下記のとおりです。

1. 今後の4力町村の生ごみ処理については、真狩村が事務委託を継続し、当面、現行どおりに民間委託を行う。
2. 遅くとも、26年度までに生ごみの処理方式や運営方法、起債償還、新たな施設等、それぞれの町村が努力し協議・調整を進めること

本件につきましては、唐突に状況が変わってしまいましたが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 真狩村、留寿都村、京極町及び喜茂別町

○ 「喜茂別町立診療所」の指定管理者の応募状況について

4月から厚生クリニックを公の施設として管理・運営すべく、1月7日から町のホームページで指定管理者の公募を行っており、次の2点についてご報告申し上げます。

1. 北海道厚生連につきましては、指定管理者への応募について、赤字の10割補填が条件となっていないことにより、「手上げ」をしない方針であること。
2. 1月21日、道内の医療法人から事業計画等の提出があり、形式審査を実施した。

なお、指定管理者の選定については、専門性の高い判断を行うことから、北海道大学の河口・石井両教授にアドバイスをいただきながら選定にあたる予定です。



平成25年1月25日に行われた第1回臨時議会にて、以下の3点について町長より、行政報告がなされました。

○ 泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書締結について

平成25年1月16日に、発電所への立ち入り調査への同行、風評被害の賠償規定の明記及び放射線の測定を行うなどの協定内容が固まったことから、^①泊発電所周辺市町村協議会、北海道及び北海道電力株式会社との3者によって「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書」を締結いたしました。

この協定書は、全国に先駆け、地域に配慮された内容として評価できるものと認識しており本町としては、締結を目標とせず、さらなる安全と対策を確立するために努力を続けてまいります。

※協定内容（抜粋）については、下記のとおりです。

（環境放射線の測定）

第5条 ^②甲及び^③丙は、^④乙の地域における環境放射線の状況を把握するため、甲が乙及び丙と協議の上、別途作成する測定計画に基づき測定を実施するものとする。

（立入調査の同行）

第12条 甲が発電所の立入調査を行う際には、甲はあらかじめ乙に通知し、乙が希望するときは、乙の職員を同行させることができるものとする。

（損害の賠償）

第13条 丙は、道民に対し、泊発電所の運転等により風評被害等を含む原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律147号）に基づき、誠意をもって補償するものとする。

① 岩宇4町村を除く後志管内16市町村で構成

② 北海道

③ 北海道電力株式会社

④ 小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村